

評価対象年度	平成28年度	政策評価シート(震災復興用)	政策	2
「宮城県震災復興計画」における体系	政策名		2	保健・医療・福祉提供体制の回復 【保健・医療・福祉】
			評価担当部局	保健福祉部

政策の状況
政策で取り組む内容
被災地においては仮設住宅での生活が長期化するなど、被災者は厳しい環境の下にあり、地域の暮らしを支える保健・医療・福祉提供体制の一日も早い回復が求められている。このため、被災者の健康な生活を確保することを最優先に取り組むとともに、地域特性や再建後の地域社会の姿を想定しながら、地域における保健・医療・福祉提供体制の回復・充実を図り、これまで以上に安心して暮らせる地域社会を構築していくことが必要である。そのため、安心できる地域医療の確保、未来を担う子どもたちへの支援及び高齢者や障害者などだれもが住みよい地域社会の構築に向けた取組を進める。 特に、被災地における地域医療の復興を目指して、被災医療機関の再整備や医療機関相互の連携体制の構築等に向けた取組を強化する。また、社会福祉施設等の復旧に引き続き取り組むほか、子どもを含めた被災者の心のケアや保健・医療・福祉分野のサービスに携わる人材の養成確保に努める。

政策を構成する施策の状況						
施策番号	施策の名称	平成28年度 決算(見込) 額(千円)	目標指標等の状況	実績値	達成度	施策評価
				(指標測定年度)		
1	安心できる地域医療の確保	18,950,137	被災した病院、有床診療所の復旧箇所数(箇所) [累計]	108箇所 (平成28年度)	A	概ね順調
			災害拠点病院の耐震化完了数(箇所) [累計](分野(7)①に再掲)	14箇所 (平成28年度)	C	
			県の施策による地域医療連携システムへの接続施設数(施設) [累計]	560施設 (平成28年度)	B	
2	未来を担う子どもたちへの支援	12,775,980	被災した保育所の復旧箇所数(箇所) [累計]	131箇所 (平成28年度)	B	概ね順調
			(参考)被災した児童館及び児童センターの復旧箇所数(箇所) [累計]	18箇所 (平成28年度)	B	
3	だれもが住みよい地域社会の構築	5,678,298	被災した高齢者福祉施設の復旧箇所数(箇所) [累計]	197箇所 (平成28年度)	A	概ね順調
			被災した障害者福祉施設の復旧箇所数(箇所) [累計]	137箇所 (平成28年度)	B	

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

■ 政策評価（原案）	概ね順調
評価の理由・各施策の成果の状況	
<p>・保健・医療・福祉提供体制の回復に向けて、3つの施策を実施した。</p> <p>・施策1の「安心できる地域医療の確保」については、健康支援事業により健康相談等に要する経費を6市町に補助したほか、食生活支援事業及び被災者特別検診等事業など全ての事業で成果が出ている。被災医療機関等の再整備の推進については、医療施設災害復旧事業により着実に進んでおり、当面の医療機能は確保されていることから、目標指標1については、「A」となっている。目標指標2及び3については、目標を下回ったものの、災害拠点病院の耐震化完了を平成29年度に予定していること、地域医療連携システムの県内全域での運用が開始されたことにより接続施設数が着実に増加しているなど、一定の成果が上がっていることから、本施策としては、「概ね順調」と判断した。</p> <p>・施策2の「未来を担う子どもたちへの支援」については、子ども総合センターで「子どもの心のケアチーム」を組織しての巡回相談を行うとともに、公立小・中学校及び県立高校にスクールカウンセラーを配置し、震災後のきめ細かい心のケア対策を実施した。また、目標指標1及び2については、目標を下回ったものの、保育所及び児童館・児童センターの復旧・再開は概ね計画どおりに進捗している。また、地域全体での子ども・子育て支援については、震災に起因する親の経済的・精神的な影響による児童虐待への対応として、市町村の支援体制を強化するとともに、児童相談所全国共通ダイヤルの受付事務の民間委託体制を整備したほか、児童虐待の早期発見を図るなどの取組を行い、一定の成果が上がっていることから、本施策としては、「概ね順調」と判断した。</p> <p>・施策3の「だれもが住みよい地域社会の構築」については、「みやぎ心のケアセンター事業」による相談支援や人材育成により、被災者の震災による心的外傷後ストレス(PTSD)やうつ病等心の問題に対応したほか、「被災地精神保健対策事業」による石巻、気仙沼の2地区3医療機関によるアウトリーチ（訪問支援）を実施した。また、社会福祉施設等の整備については、国及び県による補助事業等の財政支援により復旧事業を促進し、今後の復興まちづくりに合わせた施設復旧等が必要な3施設を除き、事業が再開できていることから、目標指標1及び2については、「A」又は「B」となっている。さらに、「地域包括ケア推進体制整備事業」や「地域包括ケア推進支援事業」による宮城県地域包括ケア推進協議会の運営、地域包括ケアシステムの推進に向けたアクションプランへの取組や普及啓発等を行ったほか、「地域支え合い体制づくり事業」による市町サポートセンターの運営支援や被災者支援従事者の研修の実施した。これらの取組により、高齢者福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設の復旧事業だけでなく、被災者の心のケア、被災障害者の相談体制の整備、地域包括ケアの推進等、ソフト面の取組についても一定の成果を上げていることから、本施策については、「概ね順調」と判断した。</p> <p>・保健・医療・福祉提供体制の回復については、仮設住宅での生活が長期化していること、災害公営住宅への移行による環境の変化により、被災者は心身ともに厳しい環境の下におき、被災者の健康な生活を確保することを最優先に取り組む必要がある。施策1から3までの実績と成果を総合的に勘案し、本政策全体としては、「概ね順調」に推移していると判断した。</p>	

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

課題	対応方針
<p>・施策1について、復旧を予定している病院、有床診療所については、概ね完了の目途がついているが、土地地区画整理事業等の進捗に影響を受けている診療所が存在しているため、引き続き細やかな支援が必要である。また、今後、まちづくりや住宅再建等に合わせて、地域医療連携体制の再構築を推進する必要があるほか、医療人材の確保等、ソフト面での支援が重要となってくる。また、医師不足や診療科の偏在が認められる地域の不利な面を補完していく上でも、平成26年度までに構築されたICTによる医療福祉情報ネットワークの利用施設数や利用者数の拡大を図る必要があるが、これまでは、事業のPR不足が否めず、事業成果が利用者に認識されていなかった。</p>	<p>・施策1については、引き続き、病院、診療所の早期の復旧に向けた支援を継続するとともに、被災地のまちづくり構想とも整合する形で地域医療体制の整備を推進するほか、被災者の健康調査結果をはじめ被災者の健康状況や支援ニーズの把握に努め、市町の保健活動を県として支援していく。また、医療情報ネットワークシステムの展開を進め、県内全域において、医療機関の相互協力、東北大学との連携等により医療資源の不足をカバーできる状況を整備するほか、ネットワーク構築後においては、運営主体の自立的かつ持続的な運営の確保を支援するとともに、医師不足や診療科の偏在など地域医療の課題解決に向けた利活用について、関係機関と協議を行っていく。医療福祉情報ネットワークについては、県においても保健所などが開催する各種会議の場を活用するなど、事業効果をPRしていく。</p>
<p>・施策2について、被災した保育所、児童館及び児童センターの早期復旧を図る必要がある。また、震災から6年が経過し、震災孤児を養育している里親の高齢化による健康上の問題や思春期を迎えた震災孤児の養育などの不安が認められることから、震災孤児を養育する里親の開拓と里親に対する支援体制を強化する必要がある。さらに、震災の影響に伴う心的外傷後ストレス障害等を持つ子どもは減少しているものの、家庭の不安定さに起因する子どもの心の問題が増加している。このような子どもたちに対するケアを継続して行う必要がある。また、震災を機に経済的になお厳しい状況にあるひとり親家庭については、貧困の連鎖を生まないよう、自立支援や経済支援を引き続き行う必要がある。児童虐待相談件数は年々増加しているが、内陸部より沿岸部の増加率が高い傾向があり、震災による経済的、精神的な影響から児童虐待の増加が懸念されており、児童虐待防止対策を強化する必要がある。また、被災した保育所、児童館及び児童センターの早期復旧を図る必要があることや、震災により子育てを取り巻く環境が変化しているため、多様なニーズに対応したサービスの提供を図るとともに、安心して子育てができる社会環境の整備に引き続き取り組む必要がある。</p>	<p>・施策2については、全ての施設の復旧が完了するまで事業が継続できるよう、国に対して災害復旧に係る補助事業の継続を要望している。また、里親制度や児童相談所を活用し、きめ細やかな支援を継続実施するとともに、「里親等支援センター事業」などの実施により里親制度の普及啓発等を行い、早期に長期的な支援体制の構築を図る。さらに、児童精神科医及び心理士等による巡回相談等を継続するとともに、教職員等子どもと直接関わる職種向けに心のケアに関する研修を行うほか、早期に子どものみならず家庭全体を支援する体制の構築を図る。また、ひとり親家庭の自立に向け、他のサービスを組み合わせることで資格取得をより一層しやすくする給付金事業等の充実を図るとともに、取組の効果的な周知に努める。また、震災でひとり親となった被災者等への支援を継続するほか、児童相談所に市町村との連携強化や児童の安全確認を行う非常勤職員を配置するとともに、児童相談所職員の実践研修を充実させるなど、児童虐待の防止体制の強化を図る。また、被災保育所等災害復旧事業を活用することにより、児童福祉関連施設の早期復旧を図る。さらに、子育てができる社会環境の整備については、多様なニーズを把握し、適切なサービスの提供を行うとともに、子育てしやすい環境の整備を推進するなど、県民総参加による「子育て支援を進める県民運動」を積極的に展開し、地域全体で子育てを支援する機運を醸成する。</p>
<p>・施策3について、個人の復興状況に格差が生じている中、災害公営住宅入居者が環境の変化や孤立化といった事情から心の問題を抱える被災者が増加しているほか、心の問題を抱える被災者が仮設住宅、災害公営住宅、再建後の自宅等に散在し、支援のピークが今後も減少しないと見込まれる。社会福祉施設の復旧は、ほぼ完了している状況であるが、障害福祉サービス等の本格的な再開に向けたソフト支援が求められている地域もある。また、関係機関・団体が連携・協働しながら、高齢者の生活を支え、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケア体制の構築に向けた取組を進めていく必要がある。介護保険制度改正に伴い、平成29年4月1日から全ての市町村において新しい介護予防・日常生活支援総合事業がスタートしたが、市町村の進捗状況はまちまちであるため、地域の実情に応じ支援を継続的に行っていくことが課題となる。さらに、災害公営住宅等における新しいコミュニティづくりや既存コミュニティとの融合などが求められており、市町村との連携のもと、持続的な地域コミュニティの形成に向けた支援が必要である。</p>	<p>・施策3については、これまでに引き続き、「みやぎ心のケアセンター」による面接・訪問・電話等による相談対応、被災地の住民等を対象としたメンタルヘルズ対策や「被災地精神保健対策事業」による包括的な支援等を実施するほか、「被災障害者相談支援者養成事業」による相談支援従事者に対する研修や助言の実施、「復興支援拠点事業」による被災事業所へのアドバイザー派遣等により、事業所支援を通じ、サービス空白地域の解消を目指す。地域包括ケアの全県的な体制構築及び推進については、県内の関係機関、団体等で構成する「宮城県地域包括ケア推進協議会」の運営により、アクションプランの推進に取り組む。また、アクションプランの期間が平成29年度で終了することから、現行プランにおける取組の進捗や課題を把握し、次期アクションプラン（平成30年度～32年度）の策定に反映させ、地域包括ケアシステムの一層の推進及び充実に取り組んでいく。介護保険制度改正等により新たに求められるケア体制については、県の関係課及び各保健福祉事務所等が連携し、市町村に対する支援を継続していく。さらに、自治組織等による住民主体のコミュニティ再生に向けた取組に対して、活動費の補助や、地域リーダー育成等のための研修交流事業等を行う。</p>

